

議会基本条例の主な4つのポイント

1. 市民の皆さんにとって、より身近な議会を目指します。

議会報告会を年1回（8カ所程度）開催します。



2. 市民の意見を踏まえて、適切に監視・評価を行います。

行政の年間サイクルにあわせて、議会活動サイクルを確立します。



3. これまで以上に、会派の垣根を越えて意見の調整を図ります。

特に重要な政策・計画等は、政策等調整委員会で課題集約・論点整理を行います。



4. 委員会の充実を図ります。

少人数の委員会で、さらに掘り下げて専門的に審査します。

- ★委員相互の討議 …………… しっかりとした委員相互間の論議を行い、合意形成に努めます。
- ★市長への提言・要望 …………… 市民からの意見・要望を調査し、市長へ要望・提案を行います。
- ★関係団体からの意見聴取 …… 必要に応じ、関係する団体から意見を聴取します。
- ★陳情者からの意見聴取 …… 必要に応じ、陳情者の意見を聴取する機会を設けます。

